

## 目 次

レポートサマリー .....	- 2 -
<b>I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報 .....</b>	<b>- 10 -</b>
1. 専利出願、登録件数 .....	- 10 -
2. 不服審判、無効審判状況 .....	- 13 -
3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況 .....	- 13 -
4. 商標出願、登録件数 .....	- 13 -
5. 地理的表示 .....	- 15 -
6. 集積回路の回路配置 .....	- 15 -
<b>II、直近1年間の注目判例の紹介・解説 .....</b>	<b>- 15 -</b>
1. 携帯に関する意匠侵害訴訟事件で、裁判所が「独立的侵害判定」の方法に基づき部分意匠権侵害を認めた .....	- 15 -
2. 「蜜雪冰城社」と「氷語社等」の商標権侵害及び不正競争事件 .....	- 16 -
<b>III、直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報 .....</b>	<b>- 18 -</b>
1. 『特許審査指南』が改正され .....	- 18 -
2. 不正競争防止法が改正され .....	- 19 -
3. 『商標登録出願快速審査方法』が改正され .....	- 19 -
<b>IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報 .....</b>	<b>- 20 -</b>
1. 『商標使用管理の強化に関する通知』が発表され .....	- 20 -
2. 『涉外知的財産権紛争の処理に関する国务院の規定』が発表され .....	- 21 -
3. 有名企業の商標は予防的保護を申請することができる！北京市は企業名の予防的保護ガイドラインを発表 .....	- 21 -
4. ECサイトにおける侵害品テイクダウンの仕組み .....	- 22 -
<b>V、その他 .....</b>	<b>- 25 -</b>
1. 輸出に関する中国当局の動向等 .....	- 25 -
2. 中国特有の行政摘発と活用方法 .....	- 26 -
3. 中国の部分意匠制度に係る中国国内の出願人による利用状況・具体的な判例等 .....	- 27 -

## レポートサマリー

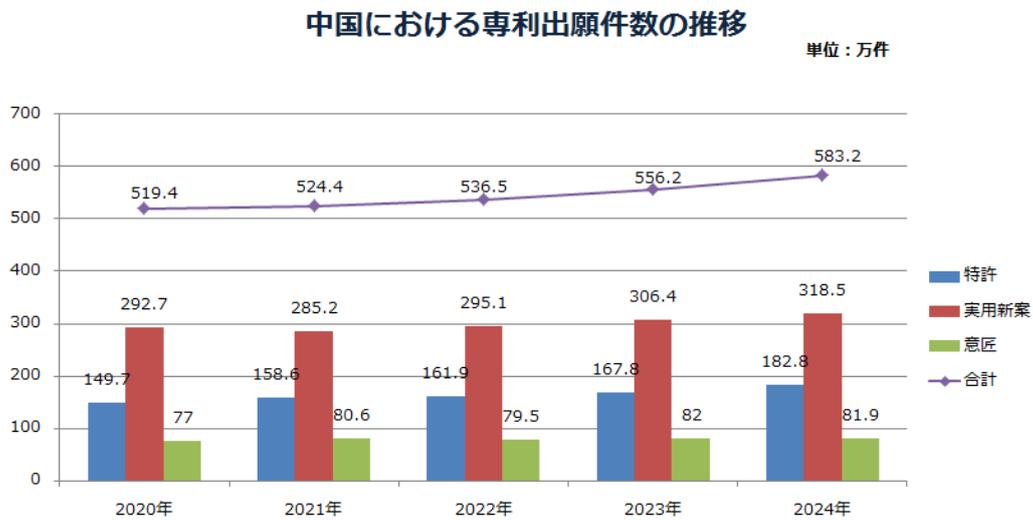
送付日付：2026年2月14日

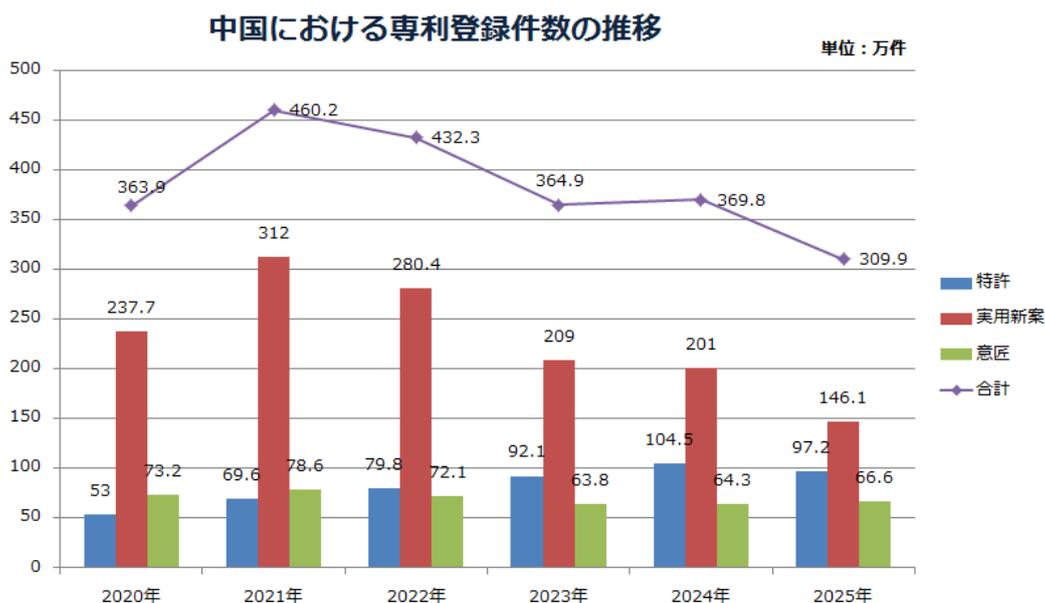
本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報、5) その他という5項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

### I. 中国における知的財産に関する出願、登録統計情報（2020～2025年）

#### 1. 専利出願・登録件数

2020年～2025年の中国における専利出願・登録件数の推移は以下の通りである。

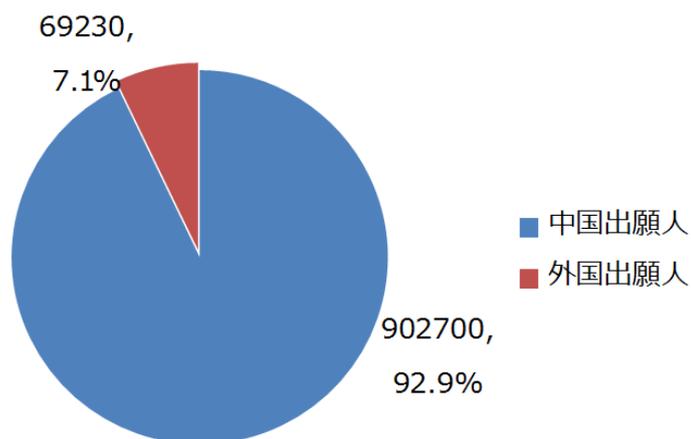




特許と実用新案の2025年の登録件数が激減となった理由としては、中国国家知識産権局が審査の品質と効率の向上に力をいれ、特許審査の基準を厳格にし、特に進歩性に対する審査の強化を重点的に行なったと一定の関係があると思われる。

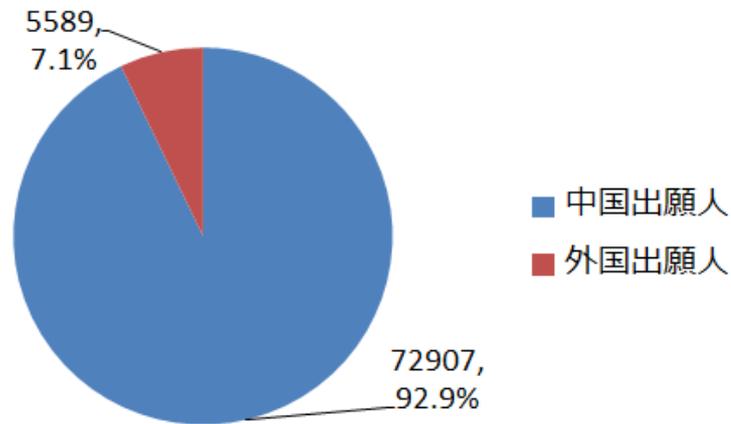
2025年、中国における専利の登録件数のうち、中国、外国出願人による特許の登録件数はそれぞれ90.3万件、6.9万件である。

### 2025年中国における専利登録件数



2025年、PCT国際出願の受理件数は7.8万件であった。そのうち、外国出願人によるPCT出願は7.1%の0.6万件であった。

## 2025年PCT出願受理件数



### 2. 不服審判、無効審判状況

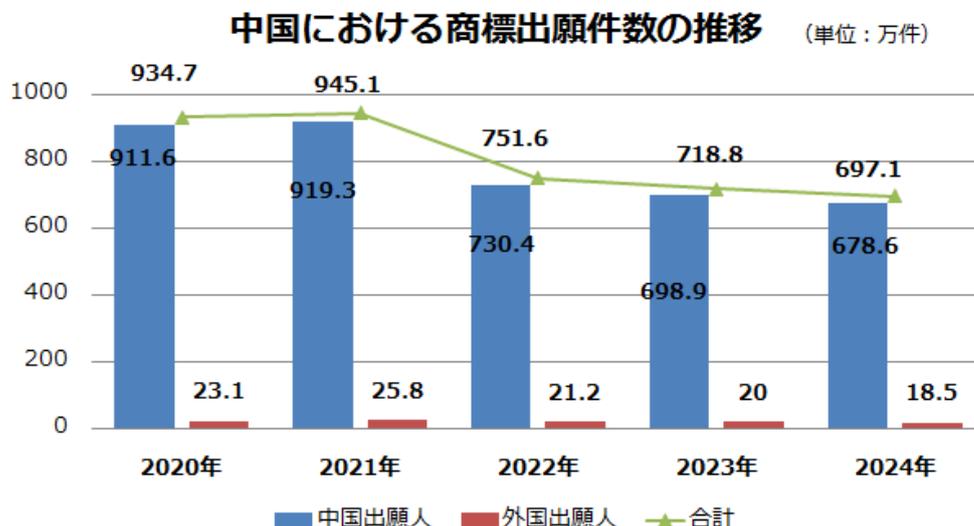
2025年の専利不服審判及び無効審判の結審件数は9.6万件であった。

### 3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況

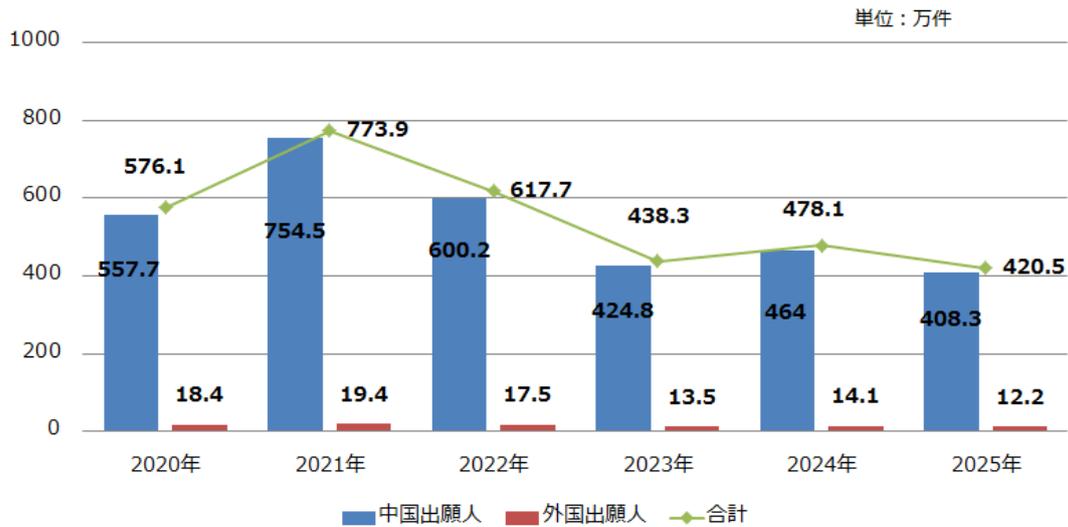
2025年、中国出願人によるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願件数は2,844件であった。

### 4. 商標出願、登録件数

2020年～2025年の中国における商標出願・登録件数の推移は以下の通りである。



## 中国における商標登録件数の推移



### 5. 地理的表示

2025年、承認された地理的表示商品の登録件数は33件であった。

### 6. 集積回路の回路配置

2025年、中国の集積回路の回路配置の登記公告及び証書発行件数は1.03万件であった。

## II. 直近1年間の注目判例

### 1. 携帯に関する意匠侵害訴訟事件で、裁判所が「独立的侵害判定」の方法に基づき部分意匠権侵害を認めた

原告A社（中国国産携帯メーカー）が「携帯及びその主体」の意匠に基づき、模倣品販売業者3社に対して提訴した。本件訴訟の対象となっている意匠は、携帯電話全体の意匠（全体意匠）であるが、その保護範囲には「主体」部分のデザインも含まれている。

-本件では、被疑侵害品が携帯全体としては異なるデザインであっても、権利者の製品の特徴的部分（「主体」部分）を模倣していたため、裁判所は「全体観察・総合判断」と「独立的侵害判定」を組み合わせ、部分意匠の侵害を認定。調停により120万余元の賠償で和解した。

-ポイント：部分意匠制度の実効性を示す先例。部分意匠制度の実効性は、製品の部分的なデザインに新規性や独自性がある場合、その部分だけを保護対象とすることで、模倣者が他の部分を変更して全体としての類似性を回避しようとする行為を効果的に防止できる点にある。

## 2. 「蜜雪冰城社」と「冰語社」の商標権侵害及び不正競争事件

-原告（蜜雪冰城社）が「蜜雪冰城」の商標・店舗装飾等を模倣した被告（淄博冰語社と順意軽食店）に対し、広州市白雲区裁判所に訴えた。裁判所は商標侵害及び不正競争（一定の影響がある装飾の模倣）を認定した。二審裁判所が一審判決を維持した。

-賠償額：被告淄博冰語社は原告に経済損失 500 万元を賠償する（合理的な費用を含む）。被告広州順意軽食店は原告に経済損失 5000 元を賠償する。

-ポイント：原告が十分に証拠を提出した上で、裁判所は証拠妨害規則により、被告の賠償責任を重くした。立証戦略と司法規則の協同活用は依然として賠償金向上の鍵であると思う。

## Ⅲ. 直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

### 1. 『特許審査指南』改正（2026 年 1 月 1 日施行）

発明者資格、優先権声明、進歩性審査基準、AI 関連発明等の審査基準を明確化した。

分割出願の優先権主張に関する手続きを追加した。

### 2. 不正競争防止法改正（2025 年 10 月 15 日施行）

新型不正競争行為（データ不正取得、トラフィックハイジャック等）に関する条項数を 33 条から 41 条に増やした。

-混同行為の保護対象に「ハンドル名」「ニューメディアアカウント名」「アプリ名・アイコン」を追加した。

-検索キーワード設定による誤認混同行為を明確化した。

-虚偽宣伝の対象を消費者から事業者にも拡大、虚偽評価を禁止した。

### 3. 『商標登録出願快速審査方法』改正（2025年7月7日施行）

-適用範囲を拡大した。元の適用範囲のほか、商業宇宙飛行、低空経済、深海科学技術などの国が発展する戦略的新興産業と生物製造、量子科学技術、エンボディド AI、6Gなどの未来産業に関連し、商標専用権の取得が強く求められている場合や省レベルの人民政府が推進して構築した現代化産業体系、新品質生産力の発展をめぐって配置した産業チェーンに関連し、商標がすでに使用されている場合などを増やした。

-快速審査の対象商標を「文字のみ」から「文字・図形・アルファベット・数字又はその組み合わせ」に拡大した。

-適用範囲に関連する指定商品または役務の名称範囲を緩和した。『弁法』は指定商品または役務の範囲を、「類似商品と役務区分表」に記載の規範名称から国家知識産権局が受け入れ可能なすべての商品・役務に緩和した。

-快速審査拒絶の場合、5営業日以内に通知する旨を明記した。-

## IV. 日本の中小企業に有用な情報

### 1. 『商標使用管理の強化に関する通知』（2025年11月17日発表）

-違法行為の具体例を列挙: 詐欺的未登録商標の使用、登録商標の欺瞞的使用、登録商標の不使用、「馳名商標」表示の乱用、集団・証明商標の規則違反等。

-企業は製品表示における商標の適切な使用を徹底すべきである。

### 2. 『涉外知的財産権紛争の処理に関する国務院規定』（2025年5月1日施行）

- 涉外紛争の迅速処理、外資及び権利者への保護などを目的とする。

- 国外への証拠提供時には国家秘密、データ安全、個人情報保護、技術の輸出管理等に関する法令への遵守を要求した。

### 3. 有名企業の商標は予防的保護を申請することができる！北京市は企業名の予防的保護ガイドラインを発表（2026年1月1日施行）

- 「企業名予防的保護」とは、企業名、略称、商号、商標など、北京市で一定の影響力を持つ商業標識を保護範囲に入れ、登録機関はこのような商業標識に対して事前に管理し、他人が勝手にその商業標識を利用して企業名を登録することを防止するサービス・措置である。

- 全国的な影響力がある場合は国家市場監督管理総局へ推薦可能である。

- 対象は北京市における登録企業に限られる点に留意されたい。-

### 4. ECサイトにおける侵害品テイクダウンの仕組み

インターネット上の模倣品対策として、権利者は警告、民事訴訟、行政摘発に加え、ECプラットフォームに対する削除申請（テイクダウン）を活用できる。削除申請は低コストかつ迅速に侵害品の販売を差し止める有効な手段である。

- 民法典・電子商取引法に基づき、権利者はプラットフォームに削除申請を提出することが可能である。

- 流れ：権利者情報登録（アリババ、JD.com等の主要ECサイトは「知的財産権保護プラットフォーム」に、権利者自身または代理人がアカウントを取得し、資格審査を受ける。）→権利届出（権利保有の証明書類例えば特許・商標・著作権登録証等をプラットフォームに事前登録。意匠権の場合は専利権評価報告書が求められる）→削除申請（侵害品の販売リンク、店舗情報、削除理由書、真贋鑑定書等を提出）→侵害者の異議申立への対応（侵害者が異議を申し立てた場合、反論を提出。異議がない場合、リンクは永久に削除される。）→最終判断（プラットフォームが異議申し立てが成立と判断した場合、侵害品の販売リンクが回復される）。

- 削除申請は訴訟などと比べて時間（通常1週間～1か月ぐらいかかる）・費用（数千元～数万元程度）の負担が少なく、初期対応として最適である（他の法的対策との詳細対比について、正文における対比表をご参照いただきました）

い)。侵害規模が大きく、販売量が多く、侵害行為を繰り返した業者に対しては、削除申請前に証拠保全（タイムスタンプ保全や公証付き購入等）を行うことをご提案する。

## V. その他

### 1. 輸出に関する中国当局の動向等

-2026年1月6日、中国商務部は「日本に対する両用物品の輸出管理強化に関する公告」を公布した。

両用物品の対日輸出について、軍事ユーザー・軍事用途・軍事力向上に寄与する場合は禁止された。

-通常の民間用途は禁止されていないが、管理目録は随時更新されるため、ご留意されたい。

### 2. 中国特有の行政摘発と活用方法

中国では、知的財産権侵害に遭遇した場合、権利者は、通常警告書発送（私的ルート）、民事訴訟（司法ルート）のほか、行政摘発（行政ルート）を通じて、救済を求めることができる。

-侵害者の所在地や侵害行為発生地を知財局・市場監督管理局へ行政摘発を申立てることが可能である。訴訟より迅速（通常3~4か月かかる）・低コスト（数万元程度）がメリットである。

-損害賠償は得られないが、証拠収集手段としてもよく活用される。通常、立件後数日以内に、行政当局が被申立人の工場に赴き実地検証が実施されるが、行政当局が判明できた模倣品の販売記録、侵害業者の獲得利益などは、直接証拠として訴訟段階で活用できる。

-実用新案・意匠権による権利行使の場合、無効審判による手続中止リスクある。

### 3. 中国の部分意匠制度に係る中国国内の出願人による利用状況・具体的な判例等

2021年改正特許法で部分意匠制度が導入された。

事例：HUAWEI FreeClip イヤホン部分意匠に基づく行政摘発（江蘇省）、合肥市での行政調停事件等。

同制度により、製品の核心的デザインを効果的に保護可能。今後出願・訴訟件数はともに増加する見込みである。

## レポート正文

### I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

#### 1. 専利出願、登録件数

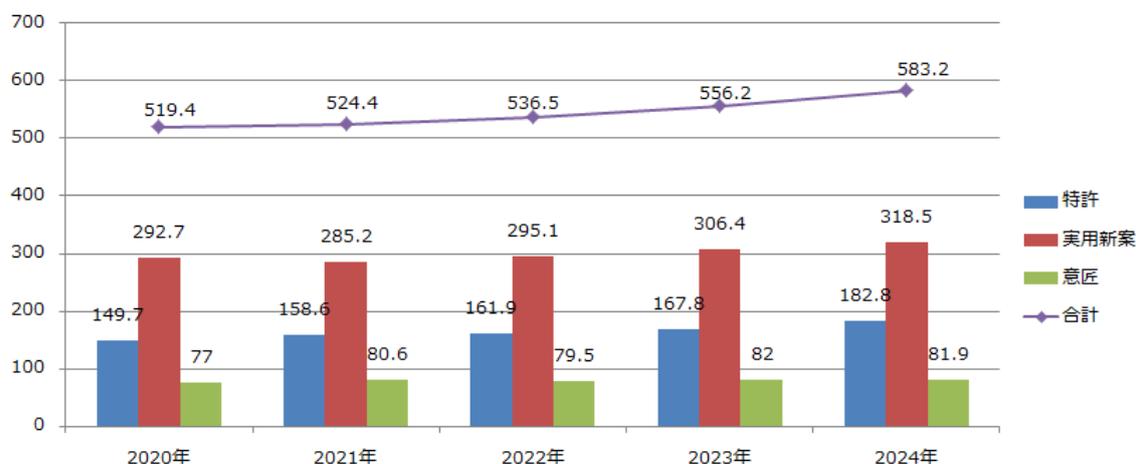
中国国家知識産権局の統計によれば、2020年～2024年の5年間の中国専利出願件数の推移は、以下のとおりである<sup>1</sup>。統計データに示す通り、専利出願件数毎年穏便に増加傾向であるが、2024年は583.2万件に達し、そのうち、実用新案・特許・意匠の占める割合が例年と比べ、大きな変更がない。実用新案の出願件数が最も多く318.5万件であり（全体に占める割合が約54.6%）、特許の出願件数が182.8万件であり（全体に占める割合が約31.4%）、意匠の出願件数が最も少なく81.9万件である（全体に占める割合が14%）。

---

<sup>1</sup> 中国国家知識産権局は、現在、2025年の出願件数を発表していない。

## 中国における専利出願件数の推移

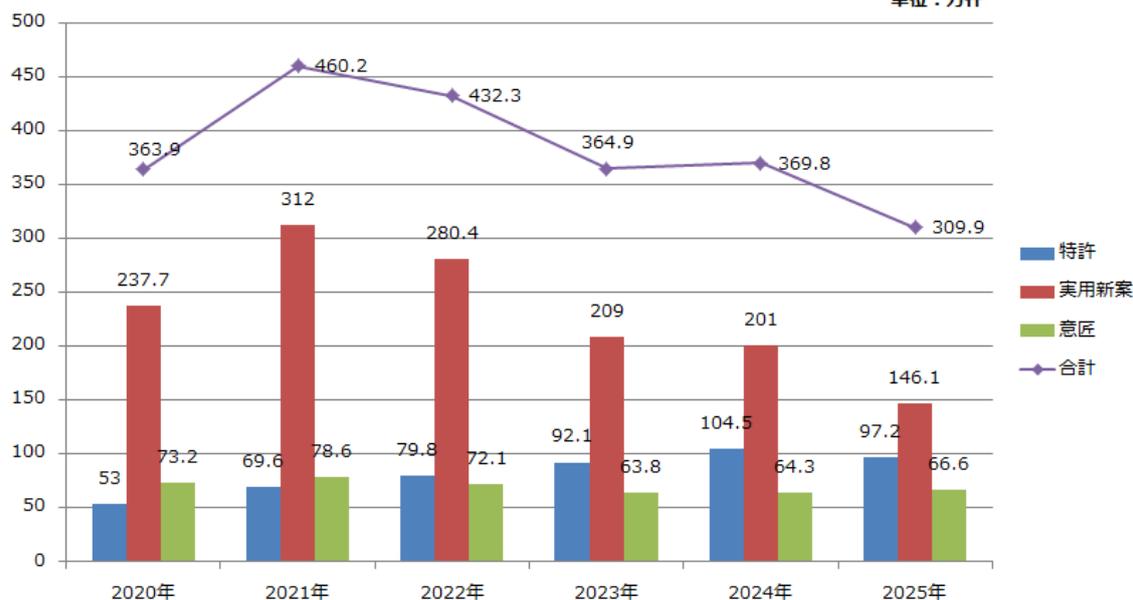
単位：万件



中国国家知識産権局の統計によれば、2020年～2025年の5年間の中国専利登録件数の推移は、以下のとおりである。

## 中国における専利登録件数の推移

単位：万件

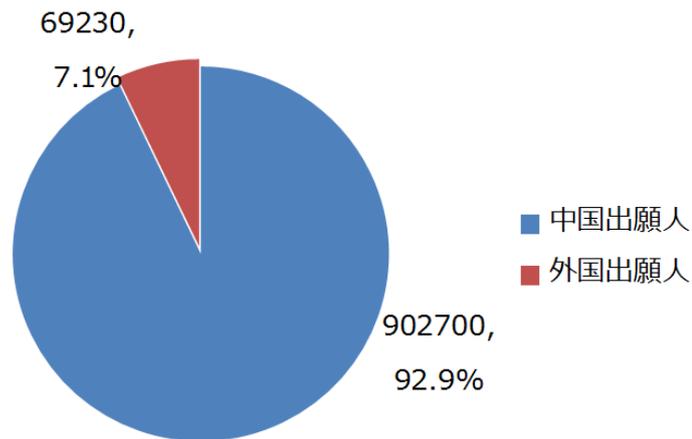


2025年の中国における特許登録件数は前年同期比6.9%減の97.2万件であった。実用新案の2025年の登録件数も2024年の201万件から146.1万件まで激減した。これは、2025年に、中国国家知識産権局が審査の品質と効率の向上に力をいれ、特許審査の基準を厳格にし、特に進歩性に対する審査の強化を重点的に行なったと一定の関係があると思われる。意匠については、中国は無審査制即ち形式審査であるため、例年のデータから分かるように、意匠の授権率が特許や実用審査の授権率よりも高く、2024年の授権率が78.5%となり、

登録件数が 66.6 万件である。（2025 年の出願件数が公表された後、授權率に関する記載を更新する。）

2025 年、中国における専利の登録件数のうち、中国出願人による特許の登録件数は 90.3 万件であり、全体に占める割合が 92.9%であった。外国出願人による特許の登録件数は 6.9 万件であり、全体に占める割合が 7.1%であった。

### 2025年中国における専利登録件数

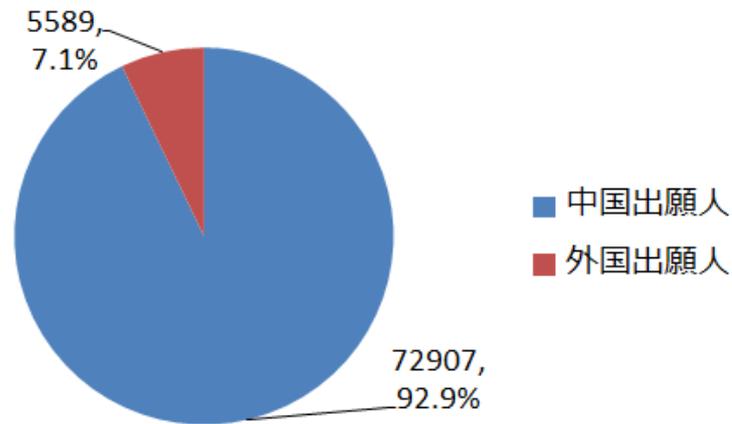


登録された特許のうち、職務発明は 99.2%の 96.4 万件を占め、非職務発明は 0.8%の 0.8 万件を占めた。

2025 年末までに、有効特許件数は 631.8 万件であった。そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は同期比 11.8%増の 539.4 万件に達し、初めて 500 万件を超えた。

2025 年、PCT 国際出願の受理件数は 7.8 万件であった。そのうち、中国出願人による PCT 出願は 92.9%の 7.3 万件であり、外国出願人による PCT 出願は 7.1%の 0.6 万件であった。

## 2025年PCT出願受理件数



### 2. 不服審判、無効審判状況

2025年の専利不服審判及び無効審判の結審件数は9.6万件であった。

### 3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況

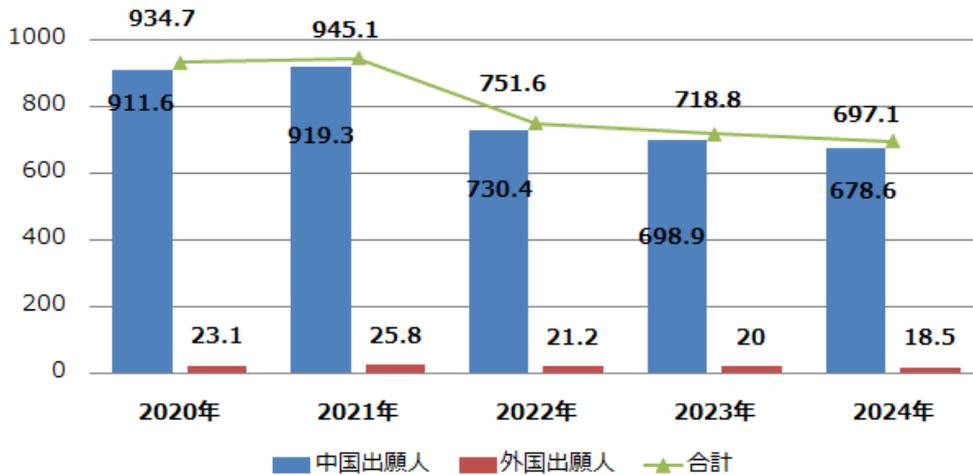
2025年、中国出願人によるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願件数は2,844件であった。

### 4. 商標出願、登録件数

2020年～2024年の中国における商標出願件数の推移は以下の通りである<sup>2</sup>。統計データに示す通り、2022年より商標出願件数が激減しており、2024年出願件数は2021年ピーク時の945万件から697.1万件に下がった。出願件数減少の主な原因は、2019年商標法改正により、使用を目的としない悪意商標出願への取り締まりが強化されることである。悪意出願について、知財局が審査段階で拒絶できるようになった。出願人の商標出願件数を効果的に制限されている。

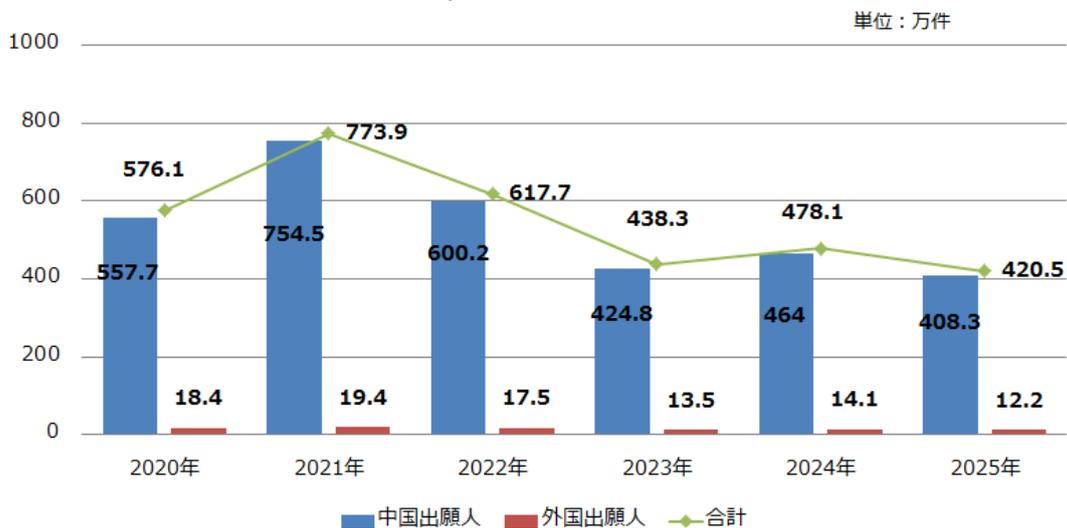
<sup>2</sup>中国国家知識産権局は、2025年の中国における商標出願件数をまだ発表していない。

### 中国における商標出願件数の推移 (単位：万件)



2020年～2025年の中国における商標登録件数の推移は以下の通りである。2025年の登録件数が2024年より50万件余り減っており、420.5万件になった。審査基準が厳しくなることが主な原因であると思う。前記のように、悪意出願が厳しく制限される。また、近年「絶対理由」（例えば顕著性の欠如）を援用し拒絶した比率も向上している。

### 中国における商標登録件数の推移



2025年年末までに、中国の商標登録件数は420.6万件に達し、各種の商標審判事件の結審件数は38.4万件であり、商標異議申立事件の結審件数は11.2万件であった。商標登録の平均審査期間が4ヶ月で、審査合格率が97%以上となった。2025年年末までに、中国における有効商標件数は5303.2万件であった。そのうち、中国出願人による有効商標件数は95.8%の5081.2万件であ

り、外国出願人による有効商標件数は 4.2%の 221.6 万件であった。また、2025 年、中国出願人によるマドプロ国際出願件数は 6,718 であった。

## 5. 地理的表示

2025 年、承認された地理的表示商品の登録件数は 33 件であった。承認された団体商標、証明商標としての地理的表示の登録件数は 51 件であり、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は 20329 社であった。

## 6. 集積回路の回路配置

2025 年、中国の集積回路の回路配置の登記公告及び証書発行件数は 1.03 万件であった。2025 年年末までに、中国の集積回路の回路配置の証書発行件数は累計で 9.3 万件であった。

## II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説

### 1. 携帯に関する意匠侵害訴訟事件で、裁判所が「独立的侵害判定」の方法に基づき部分意匠権侵害を認めた<sup>3</sup>

A 社は意匠番号が ZL202330804510.4 であり、名称が「携帯及びその主体」である意匠の権利者である。本件訴訟の対象となっている意匠は、携帯電話全体の意匠（全体意匠）であるが、その保護範囲には「主体」部分のデザインも含まれている。消費者からの苦情を受けて、TikTok プラットフォームにおけるある店舗が、「MEIZI/魅紫」というブランドの携帯製品（以下、「被疑侵害品」という）を販売していることを発見した。調べた結果、この店舗は広州某貿易会社が管理しており、携帯電話に表示されたメーカーは海口某商社であり、「魅紫」の商標所有者と被疑侵害品の 3C 認証権利者は深セン某社である。A 社は意匠権侵害を理由として、三被告に対して、海南自由貿易港知的財産権裁判所に訴訟を提起し、被告に権利侵害行為の停止と経済的損失と合理的支出合計 200 万元の賠償を求めた。

海南自由貿易港知的財産権裁判所は、被疑侵害品が A 社の意匠特許権を侵害

<sup>3</sup> [http://ipforefront.com/m\\_article\\_show.asp?id=5290&BigClass=%E6%A1%88%E4%BE%8B](http://ipforefront.com/m_article_show.asp?id=5290&BigClass=%E6%A1%88%E4%BE%8B) (2026 年 2 月 2 日アクセス)

したかどうかを判断するには、「全体観察・総合判断」の権利侵害判定原則を採用するとともに、部分意匠侵害判定の「独立的侵害判定」の方法を参考にすべきだと考えている。10 型式の被疑侵害品と係争意匠をそれぞれ対比した結果、被疑侵害品が係争意匠の保護範囲に入ったと認めた。裁判官の調停を経て、双方が 120 万余りの賠償金で和解に合意した。

#### 解説：

A 社は中国国産携帯電話業界の先頭企業であり、関連製品の外観は非常に識別性と新規性があり、消費者に人気がある。当該事件を通じて、2020 年に改正された特許法に部分意匠を導入することが、革新に対する保護において、重要な役割を果たしていることが分かる。

「独立的侵害判定」とは、一つの意匠権に複数の意匠（例えば、携帯全体とその「主体」部分）が含まれている場合、それぞれを独立した意匠の権利として判断する方法である。本件では、被疑侵害品が全体として係争意匠と完全に一致しなくとも、その「主体」部分において係争意匠の特徴を再現していれば、侵害が成立し得るというアプローチを採用した。部分意匠制度の実効性は、製品の部分的なデザインに新規性や独自性がある場合、その部分だけを保護対象とすることで、模倣者が他の部分を変更して全体としての類似性を回避しようとする行為を効果的に防止できる点にある。本件では、被疑侵害品が携帯全体としては異なるデザインであっても、権利者の製品の特徴的部分（「主体」部分）を模倣していたため、裁判所は「全体観察・総合判断」と「独立侵害判定」を組み合わせ、部分意匠侵害判定に対して有益な実務的探求を行った。また、調停を通じて双方のシリーズ紛争を一括で効率的解決することが、ウィン・ウィンの効果を奏すると思われる。

## 2. 「蜜雪冰城社」と「冰語社等」の商標権侵害及び不正競争事件<sup>4</sup>

原告（蜜雪冰城社）は、被告（淄博冰語社と順意軽食店）が図形商標、店の装飾、製品の宣伝、店員の服装などの面で蜜雪冰城社を模倣し、その商標権と一定の影響がある包装装飾などを侵害していると主張し、広州市白雲区裁判所に訴えた。

<sup>4</sup>

[https://mp.weixin.qq.com/s?\\_biz=MzUzNTcwODA1Mg==&mid=2247594389&idx=5&sn=0007aa9a5bb38cc0e6ccd0e139c74fd7&chksm=fb916e7746c0ffed1207bd7cdbc3a9e23d4094dd5dc86e4a1de3777ddc427cae054cb8273ec&scene=27](https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=MzUzNTcwODA1Mg==&mid=2247594389&idx=5&sn=0007aa9a5bb38cc0e6ccd0e139c74fd7&chksm=fb916e7746c0ffed1207bd7cdbc3a9e23d4094dd5dc86e4a1de3777ddc427cae054cb8273ec&scene=27)

(2026 年 2 月 2 日アクセス)

審理を経て、裁判所は氷語社が商標侵害と不正競争を構成していると認め、蜜雪冰城社に 500 万元の賠償金を支払うよう命じた。商標権侵害のほか、裁判所は蜜雪冰城社のミルクティーカップの装飾、店の看板、店の装飾、店員の服装などの全体的なデザインは「中華人民共和国不正競争防止法」第 6 条に規定された「一定の影響がある装飾」に該当し、被告の加盟店が経営している店舗の看板やフロントなどの店舗装飾、店員の服装、包装袋、ミルクティーカップの装飾要素は原告の関連店舗や商品の装飾要素とほぼ同じで、不正競争を構成していると認めた。

裁判所は以下のような判決を下した。両被告が権利侵害を停止し、被告淄博氷語社がウェイボープラットフォームで 7 日連続で声明を出し、原告への影響を取り除く（内容は裁判所が審査する）。被告淄博氷語社は原告に経済損失 500 万元を賠償する（合理的な費用を含む）。被告広州順意軽食店は原告に経済損失 5000 元を賠償する。

二審裁判が公開されていないが、公開情報により、2025 年 11 月本件は既に強制執行段階に入り、強制執行の標的及び法的文書の番号<sup>5</sup>から見れば、被告が一審判決に不服があり、広州市知識産権裁判所に上訴した。二審裁判所は審査を経て、一審判決を維持したと思われた。



原告が実際使用している図面



被告が実際使用している図面

#### 解説：

<sup>5</sup> 本件の一審番号は（2024）粵 0111 民初 10310 号であり、二審番号は（2025）粵 73 民終 108 号である。

本件は典型的な知的財産権侵害と不正競争紛争であり、飲食チェーン加盟業界の大規模な装飾類の不正競争の勝訴事件でもある。裁判所は商標、装飾要素を細かく照合することで、ブランドの知名度、権利侵害の規模、主観的悪意を結び付け、「ただ乗り」行為の違法性を明らかにし、判決結果は飲食業界の競争秩序に明確な境界を定めるだけでなく、チェーンブランドの商標、装飾などの多次元知的財産権保護に実務的な模範を提供した。

知的財産権事件は「賠償が低い」ことが普遍的な難題であるが、本件は最終的に500万円の賠償を得た。重要な突破は、原告が入念に準備し、省を越えて「氷語時間」の店に対して70回余りの証拠保全を行い、オンラインでリアルタイムのウォッチングと定期的な証拠保全を実施し、完全な証拠チェーンを形成することである。原告が十分に証拠を提出した上で、裁判所は『商標法』第63条に基づき、被告が財務資料の提出を拒否した行為に対して、証拠妨害規則により、その賠償責任を重くした。このように、賠償基準には客観的な要素があるにもかかわらず、個別事件において、立証戦略と司法規則の協同活用は依然として賠償金向上の鍵であると思う。

### Ⅲ、直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

#### 1. 『特許審査指南』が改正され<sup>6</sup>

『特許審査指南』は2025年11月10日に公布され、2026年1月1日から施行された。

今回の改正には、発明者の資格、優先権の声明、進歩性の審査基準、アルゴリズム的特徴やビジネスルールの特徴を含む特許出願審査、バイオテクノロジー分野の審査など複数章節の内容が含まれている。

ご留意いただきたいが、『指南』第1部第1章第6.2.1.2、6.2.2.2節の「優先権主張声明」は以下の内容を明確にしている。「分割出願の元出願は優先権を主張したが、出願人が分割出願を提出する時に申請書に当該優先権を主張すると声明しなかった場合、分割出願は当該優先権を主張していないと見なし、審査官は優先権を主張していないと見なす通知書を発行しなければならない。」この規定を増やすことにより、出願人は速やかに『指南』第1部第1章第6.2.6.1節の規定に従って分割出願の優先権の回復を請求しやすくなり、出願人が法に基づいて権利を回復するタイミングが明確になる。

<sup>6</sup> [https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue\\_12526/202601/content\\_7056486.html](https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12526/202601/content_7056486.html) (2026年2月3日アクセス)

## 2. 不正競争防止法が改正され<sup>7</sup>

2025年6月27日、新たに改正された「中華人民共和国不正競争防止法」（以下「不競法」というる）を審議・採択し、2025年10月15日から実施された。

今回の改正は中国の市場競争構造の深刻な変化に立脚し、「低価格競争」、トラフィックハイジャック、データ不正取得などの新型不正競争行為に対して、元の法律を明確に調整し、条項数を33条から41条に増やし、新型競争行為の認定基準、プラットフォーム主体の責任強化などの面で重要な完備を行った。

不競法は不正競争行為の種類を増やし、細分化した。ビジネス上の混淆行為について、第7条には元不競法の第6条を基に、次の保護内容を追加した。

(1) 明確に「ハンドル名」を氏名の保護範囲に入れた。

(2) 保護された商標標識の範囲を「ニューメディアアカウント名、アプリケーション名またはアイコン」などの新しいネットワークロゴに拡大した。

(3) 他人の商品名、企業名、登録商標、未登録の馳名商標などを検索キーワードとして設定し、他人の商品と誤認したり、他人と特定のつながりがあると誤認させた場合は混同行為に該当することを明らかにした。

(4) 新たに第3項の規定「経営者は他人に混同行為の実施を幫助してはならない」を追加し、司法解釈における権利侵害幫助規則を法律条文に入れた。

また、第9条には虚偽宣伝の誤解の対象を消費者から消費者と他の業者へ拡大し、虚偽の評価を禁止するという虚偽宣伝の状況を新たに追加した。

## 3. 『商標登録出願快速審査方法』が改正され<sup>8</sup>

2025年7月7日、国家知識産権局は改正された『商標登録出願快速審査弁法』を発表し、発表の日から施行する。

『弁法』の改訂の主な内容は以下の通りである。(1) 商標の快速審査の適用範囲を拡大した。元の国または省レベルの重要プロジェクト、重要試合、重要展示会などの名称に関連し、かつ商標保護に緊急性がある場合、特別的な重大自然災害、事故災害、公衆衛生事件、社会安全事件などの突発的公共事件の期間中、当該突発的公共事件への対応に直接関係する場合、経済・社会の質の高い発展に寄与するために、知的財産権による強国建設要綱の実施を推進する

<sup>7</sup> [http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627\\_446247.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627_446247.html) (2026年2月3日アクセス)

<sup>8</sup> [https://www.gov.cn/gongbao/2025/issue\\_12266/202509/content\\_7039591.html](https://www.gov.cn/gongbao/2025/issue_12266/202509/content_7039591.html) (2026年2月3日アクセス)

ことに確かに必要である場合、またはその他国家利益、社会公共利益または重要地域発展戦略の維持に重大な現実的意義を持つ場合のほか、更に商業宇宙飛行、低空経済、深海科学技術などの国が発展する戦略的新興産業と生物製造、量子科学技術、エンボディド AI、6G などの未来産業に関連し、商標専用権の取得が強く求められている場合や省レベルの人民政府が推進して構築した現代化産業体系、新品質生産力の発展をめぐって配置した産業チェーンに関連し、商標がすでに使用されている場合などを増やした。(2) 登録商標を出願可能な商標タイプを追加したことである。『弁法』は商標の快速審査を請求可能な商標タイプを「文字のみで構成」から「文字、図形、アルファベット、数字または上記要素の組み合わせ」に変更した。(3) 適用範囲に関連する指定商品または役務の名称範囲を緩和した。『弁法』は指定商品または役務の範囲を、「類似商品と役務区分表」に記載の規範名称から国家知識産権局が公開した受け入れ可能なすべての商品と役務に緩和した。(4) 手続きをさらに充実させた。『弁法』の規定は審査を経て、快速審査を拒絶することを決定した場合、5 営業日以内に快速審査請求人に通知すると定めた。

#### IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

##### 1. 『商標使用管理の強化に関する通知』が発表され<sup>9</sup>

2025 年 11 月 17 日、国家知識産権局が『商標使用管理の強化に関する通知』を発表した。通知は商標法、商標法施行条例などの法律法規の規定に基づき、商標の違法使用行為への管理を強化し、商標専用権への尊重し、正しく行使し、公平な競争を促進することを目的としている。

通知には、以下の違法行為が挙げられている。①詐欺的で使用が禁止された未登録商標の使用。このような商標が使用された商品の属性は通常実際の内容に一致せず、需要者に商品の主要原料、成分などに対して誤認を生じさせる。②詐欺のため登録商標の使用。例えば、注登録商標を商品名、広告宣伝用語、商品包装装飾などと組み合わせて使用し、商品の品質、産地、工程などの特徴を誤認させる行為、自ら登録事項を変更することで、商品の品質などの特徴を誤認させたり、他人の商標をただ乗るために自ら変更したりする行為。③登録商標の詐称。詐欺的な未登録商標に登録マークを付けたり、登録商標を明記したりする行為。④

<sup>9</sup> [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202511/content\\_7049274.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202511/content_7049274.htm) (2026 年 2 月 3 日アクセス)

登録商標を使用すべきであるが使用していない行為。⑤商業活動で「馳名商標」という文字を際立って使用する行為。⑥集団商標、証明商標の使用規則に違反して使用する行為。⑦商標代理機関の違法行為。商標代理機関とその従業員が悪意のある商標登録出願を代理し、悪意のある「連続3年不使用取消」など商標権者の利益を損なう行為。

企業が製品の宣伝と製品の表示においては正しく商標を使用・標記し、規範でない使用行為を避けた方が好ましい。

## 2. 『涉外知的財産権紛争の処理に関する国务院の規定』が発表され<sup>10</sup>

「涉外知的財産権紛争の処理に関する国务院の規定」は2025年3月19日発表され、2025年5月1日から施行された。

「規定」の主な目的は、涉外知的財産権紛争について早急に解決の道筋を提供し、知的財産権の保護を強化し、公民・組織が涉外知的財産権紛争を法に基づいて処理することを促進し、外資を引きつけ、権利者の権利をよりよく保護し、高水準の対外開放を推進し、社会経済の発展を促進することである。

「規定」の12条、13条は、涉外の調査・証拠収集を規制している。中国国内で文書を送付し、調査・証拠収集の場合、中国が締結または参加した国際条約および中国の関連法律の規定に従って行わなければならないことを明確にする。また、国外に証拠または資料を提供する場合、国家秘密、データ安全、個人情報の保護、技術の輸出管理等に関する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない、法に基づき主管機関の許可を得なければならない場合、関連する法律手続を履行しなければならない。

## 3. 有名企業の商標は予防的保護を申請することができる！北京市は企業名の予防的保護ガイドラインを発表<sup>11</sup>

2025年12月25日、北京市市場监督管理局が「北京市企業名予防的保護ガイドライン（試行）」を発表した。ガイドラインは2026年1月1日から実施された。

「企業名予防的保護」とは、企業名、略称、商号、商標など、北京市で一定の影響力を持つ商業標識を保護範囲に入れ、登録機関はこのような商業標識に対して事前に管理し、他人が勝手にその商業標識を利用して企業名を登録することを防止するサービス・措置である。また、全国的範囲内に広範な影響がある商業標識については、市レベルの登録機関は国家市

<sup>10</sup> [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202503/content\\_7014487.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202503/content_7014487.htm)（2026年2月3日アクセス）

<sup>11</sup> [https://scjgj.beijing.gov.cn/zwx/2024zxcwj/202512/t20251231\\_4382675.html](https://scjgj.beijing.gov.cn/zwx/2024zxcwj/202512/t20251231_4382675.html)（2026年2月3日アクセス）

場監督管理総局に推薦し、全国的範囲内に保護を与えることができる。ガイドラインの実施により、リスクを早期に識別することで、その後に発生する可能性のある紛争を回避できる。

しかし、企業名予防的保護を申立てる場合の基本条件として、企業が北京市で登録されていること、商業標識が一定の影響があること、商業標識が企業名規範の要求を満たしていること、企業が商業標識の所有権を有すること、商業標識が裁判所に審査されている又は行政機関に処理されている紛争はなく、発行判決や決定に侵害を認められたことがないことと法律法規に規定されたその他の条件、が要求されている。北京市で登録されていない企業の一定の影響のある商業標識に対して如何に予防的保護を提供するかについては言及されていない。

#### 4. EC サイトにおける侵害品テイクダウンの仕組み

インターネットの普及につれて、侵害品も各 EC サイトに宣伝・販売されているようになる。インターネットでの模倣品対策について、侵害状況に応じて、警告、民事訴訟、行政摘発などの対策を採用できるほか、削除申請が低コスト且つ効率よく侵害品の販売を差し止める対策として、各権利者によく採用される対応手段でもある。

『中華人民共和国民法典』第 1195 条には、インターネット上において侵害行為が発生した場合、権利者がネットワークサービスプロバイダーに通知し、リンクの削除、遮断、切断等の必要な措置を取ることを要求する権利を有すること、同通知には初歩的な侵害証拠と権利者の真実身分情報を含まれるべきであること、ネットワークサービスプロバイダーは、遅滞なく同通知を侵害者に転送し、初歩的な侵害証拠と侵害行為の種類により必要な措置を取らなくてはならないと規定している。

『電子商取引法』(41 条～45 条)にも、EC プラットフォーム事業者に対し、知的財産保護に関する規則の整備を義務付けたほか、知的財産権者から EC プラットフォーム事業者に対して権利侵害の申し出があった場合の処理手順を定めている。当該規定により定められた責任を果たすため、大部分の EC プラットフォームでは、権利者向けの申立ルートを設けており、EC サイト上において模倣品が販売されていることが確認できた場合に、被害者である知的財産権者は、侵害リンクの削除を求める申請を提出することができるようになっている。なお、同法においては、リンクの削除等の適切な措置を取らなかったこ

とにより、損害が拡大した場合、ECプラットフォームは、損害の拡大部分に対して連帯責任を負わなくてはならない旨が定められている。

以下に、インターネットにおける侵害品に対する削除申請（通報）手順を紹介する。通常の流れは以下の通りである。

(1) 削除申請者の情報の登録（ユーザー登録・資格審査）

アリババ、JDなどのECサイトは「知的財産権保護プラットフォーム」が設けられており、権利者が自分の名義でアカウントを申請できるし、代理人のアカウントを利用することができる。

(2) 権利届出

プラットフォームの要求に従い、権利保有の証明書類を届け出る必要がある。著作権登録証書、特許登録証書、商標登録証書等は権利保有の初歩的証明として、よく利用されるものである。権利によって、登録証書のほか、他の書類（例えば、意匠権の場合、専利権評価報告書の提出も必要）の提出も要求される。

(3) 削除申請の提出

侵害品の販売リンク及び侵害店舗に係る情報、削除申請理由書や真贋鑑定書類などをプラットフォームに提出する。

(4) 侵害者の異議申し立てへの対応

プラットフォームは、削除申請を初歩的審査し、侵害者に転送した上、侵害品の販売リンクを一旦削除する。また、侵害者に通常一定期間の異議申し立てチャンスが与えられる。侵害者が期間内に異議を申し立てない場合、侵害品の販売リンクが永久に削除される。侵害者が異議を申し立て、且つ証拠を提出できる場合、権利者が、侵害者の異議申し立てに対して、反論できるが、プラットフォームが異議申し立てが成立と判断した場合、侵害品の販売リンクが回復される。

(5) 削除申請に係る注意点

ECサイトに対する侵害品の販売リンクの削除申請については、訴訟提起等其他の対策と比べて、コストが低く、効率よく侵害情報や販売リンクを削除できるため、紛争を解決する時間・費用上のコストを考慮した場合には、最初に検

討される選択肢となるものと思われる。他の法的対策との対比について、下表をご参照いただきたい。

	所要時間	費用	メリット	デメリット
削除申請	通常 1 週間～ 1 か月ぐらい	プラットフォーム数や店舗数やリンク数に関わる。通常タイムチャージやリンクごとに費用を請求され、数千円～数万元程度	低コストで、短い時間に侵害行為を差し止めることができる	一旦削除されたが、新しいリンクを作成しや新しい店舗を設ける可能であるので、再発しやすい
警告書送付	通常 1～2 カ月ぐらい	1 万元～2 万元程度	応じてくれば、短時間に侵害行為を差し止めることが可能である	強制力がないため、応じてくれない場合がある
行政摘発	通常 3～4 カ月ぐらい	3 万元～5 万元程度	短時間に侵害行為を差し止めることが可能、行政機関の力を借りて、証拠収集が期待される	相手に処罰を与えられるが、損害倍書を請求できない。特許権による権利行使の場合、侵害者が無効審判を申し立てた場合（通常 8～9 か月かかる）、行政機関が通常審理を中止し、よ

				り時間がかかる
訴訟提起	通常 6 か月～ 1 年間ぐらい かかるが、二 審がある場 合、更に時間 がかかる	数万元～数十 万元程度	損害賠償を請 求できる。市 支出した合理 的費用も侵害 者より支払う よう請求でき る。再発防止 効果がよい	時間がかか り、費用が高 い

ネット上の侵害行為が頻発するため、複数の日系企業は、社内で又は法律事務所や調査会社に依頼し、定期的にウォッチング・調査を行う。侵害規模が大きく、ネット上の販売量も多く、侵害行為を繰り返した業者に対して、訴訟など更に厳しい法的手段を取ることを用意する場合、削除申請を提出する前に証拠保全（タイムスタンプ保全や公証付き購入等）を行うことをご提案する。

## V、その他

### 1. 輸出に関する中国当局の動向等

2026年1月6日、中国商務部は「日本に対する両用物品の輸出管理強化に関する公告（2026年第1号）」<sup>12</sup>（以下「本公告」という。）を公布し、同日より即時施行した。中国商務部及び税関総署は2025年12月31日に2026年度の『両用物品及び技術の輸出入許可証管理目録』<sup>13</sup>を発表した。

本公告は、「両用物品」に該当する物品を日本に輸出することをすべて一律に禁止しているわけではなく、以下のエンドユーザー又はエンドユースに係る輸出に限って禁止の対象としている。

- 日本の軍事ユーザー又は軍事用途

<sup>12</sup> [https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art\\_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8990fedae8fa462eb02cc9bae5034e91.html)（2026年2月3日アクセス）

<sup>13</sup> [https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html](https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_c03d1e511b2b486e829d68e8f1422aff.html)（2026年2月3日アクセス）

- 日本の軍事力向上に寄与するその他一切のエンドユーザー又はエンドユーザー

よって、通常の民間用途による「両用物品」の対日輸出まで禁止されていない。また、上記管理目録は、随時更新されており、関連物品等が追加されるなどの改正が行われているので、ご留意いただきたい。

## 2. 中国特有の行政摘発と活用方法

中国では、知的財産権侵害に遭遇した場合、権利者は、通常警告書発送（私的ルート）、民事訴訟（司法ルート）のほか、行政摘発（行政ルート）を通じて、救済を求めることができる。行政摘発は、中国特有の制度である。

訴訟と比べれば、行政摘発は、請求手続が簡便で、行政機関が対応する行動が迅速で、調査・処理が素早く、事件終結までの期間が短く、コストが低いなどのメリットがある一方で、損害賠償を請求できず、手続き中止、あるいは行政訴訟がある場合（実用新案及び意匠の登録は実体審査を経ていないので、被申立人から無効審判を提出し、且つ手続き中止を請求する場合、中止される可能性が高い。）、訴訟よりも時間がかかる等のデメリットもある。

知的財産権侵害行為に対して行政摘発にて救済を求める場合、模倣品の類型により、それぞれ対応する行政機関に請求しなければならない。中国は日本と異なり、中国各行政区の地方政府において、それぞれの管轄行政機関が設置されている。知財権侵害行為に対する摘発申立ての受理機関は、通常、侵害者の所在地や侵害行為発生地知識産権局や市場監督管理局である。

行政摘発における全体の流れは、下表のようになっている。。<sup>14</sup>

---

<sup>14</sup> <https://www.ip-fw.com/blog/2> 2026年2月3日

順番	事項	期間	補足説明
①	申し立て	即日～ 1ヶ月	模倣業者への事前調査結果を踏まえて申立書類を作成し、管轄当局に提出の上、摘発の申し立てを行う
②	現場への立ち入り捜査		管轄当局にて申立書類の審査を行い、模倣業者への現場立ち入り捜査を行う 通常は2～3名程度の担当官が出勤して捜査することが多い
③	模倣品の押収		現場で模倣品を発見次第、押収手続きを取り、一旦当局に持ち帰る 製品が極めて大きく、持ち運びが困難な場合は、現場で模倣品を封緘することもある
④	模倣業者の取り調べ	1週間	模倣業者の責任者に対して行われるもので、模倣品の販売価格、販売量、仕入・出荷に関する情報を確認する 摘現場場で行われることもあれば、後日出頭してもらい、行われることもある
⑤	真贋鑑定		現場で押収した模倣品について、権利者にて真贋鑑定を行い、鑑定書といった書類を発行する
⑥	行政処罰	2～3ヶ月	模倣業者への取調べ、関連証拠収集等の作業を経て、管轄当局は模倣業者に対して行政処罰を下す

摘発申し立て書類を提出する前に、まず事前調査や証拠保全などを実施し、工場や店舗に侵害品があるか、模倣業者の倉庫等の所在地などを明らかにし、被疑侵害品を公証付き購入で確保した方がよい。

行政摘発は、訴訟に備えた証拠収集の手段としても活用される。通常、立件後数日以内に、行政当局が被申立人の工場に赴き実地検証が実施されるが、行政当局が判明できた模倣品の販売記録、侵害業者の獲得利益などは、直接証拠として訴訟段階で活用できる。実務において、ケースバイケースで最善の対応策を検討した方がよいと思う。

### 3. 中国の部分意匠制度に係る中国国内の出願人による利用状況・具体的な判例等

従来、意匠は「全体保護」の原則を採用していた。つまり、製品全体のデザインについて意匠を出願しなければならない。問題点としては、革新的特徴が製品のある部分だけにある場合、模倣者は他の非核心的な部分を少し修正するだけで、簡単に意匠を回避でき、権利者の権利維持が困難になる。

2021年6月1日に施行された改正特許法で部分意匠制度は、正式に導入された。これにより、製品の一部の形状、パターン、色彩等の組み合わせについても意匠権の保護対象となった。これにより、製品の他の部分に制限されることなく、製品の中心的な革新点のみを保護することが可能になる。競合他社が非核心的要素を何に変更しても、核心的要素を模倣すれば権利侵害になる可能性が高い。

国家知識産権局はまだ個別に部分意匠の出願量データを統計し、公表していないので、近年部分意匠の出願量を把握し難いが、部分意匠をもって権利行使する事件が段々多くなる印象を受けている。例えば、2025年4月21日、江蘇省知的財産権と商標戦略実施業務指導グループ事務室が発表した「2024年江蘇省知的財産権10大典型事件」<sup>15</sup>の中の1件は、全国初の部分意匠権侵害紛争に関する行政裁決事件である。HUAWEI FreeClip イヤホンはファーウェイ・ブランド傘下のイヤホンで、2023年12月26日に正式に発表された。ファーウェイ社は製品が発表される前に部分意匠を出願した。この製品の売れ行きがよく、多くの模倣者を惹きつけた。模倣者はわざと模倣した製品の中で一部の細部を回避し、つまり一部のデザインだけを模倣した。電子製品の販売サイクルが短く、迅速な権利維持が必要である。行政摘発の審理速度が速いため、ファーウェイ社は迅速に揚州市邗江区知識産権局に行政摘発を申し立てた。同局は審理の結果、被疑侵害製品のデザインが係争意匠(部分意匠権)の保護範囲内に入り、権利侵害を構成していると認め、侵害者に直ちに権利侵害製品の販売、販売の申出を停止するよう命じた。

合肥市知識産権保護センターも2025年3月全省初の部分意匠侵害紛争事件を解決した<sup>16</sup>。侵害を認めた行政裁決を下したが、最後当局の調停を経て、和解に達した。

---

<sup>15</sup> [http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2025/4/21/art\\_75939\\_11547941.html](http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2025/4/21/art_75939_11547941.html) 2026年2月5日アクセス

<sup>16</sup> <https://amr.hefei.gov.cn/zjg/sydw/hfszscqbhbx/gzdt/15283705.html> 2026年2月5日アクセス

行政裁決事件のほか、部分意匠に関する訴訟事件もある。例えば前文の注目判例 1 である。また、弊所も現在部分意匠権侵害訴訟事件を複数代理しており、和解になった事件は 3 件あるが、他の事件は全て進行中事件である。

部分意匠制度は中国においてまだ比較的新しい制度であるが、デザイン保護の重要性が高まる中、出願件数は今後さらに増加すると予想される。特に、製品の部分的な特徴が競争優位性につながる産業では、模倣品が出やすく、部分意匠をもって権利行使する事件も次第に多くなると予想される。

以上